

# NPO 法人 げんきフォーラム桑 定款

## 第 1 章 総則

(名称)

**第 1 条** この法人は、特定非営利活動法人げんきフォーラム桑という。

(事務所)

**第 2 条** この法人の、主たる事務所を栃木県小山市大字羽川 365 番地 15 に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

**第 3 条** この法人は、小山市内の地域に、伝承される文化及びスポーツ等の促進を図り、少子高齢化社会における世代間交流を推進し「明るくげんき」な地域での助け合い精神の高揚を促し、地域コミュニティの先導役として、寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

**第 4 条** この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術及び農業、スポーツの振興を図る活動
- (2) 地域安全活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、及び援助の活動

(事業)

**第 5 条** この法人は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① インターネットの利用による活動情報提供事業
  - ② 地域における各種活動の支援事業
  - ③ 新規スポーツ等の企画運営事業
  - ④ 地域施設の管理運営

- (2) その他の事業
  - ① 役務の提供事業
  - ② 物品の販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(種別)

**第6条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

**第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

**第8条** 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人の死亡又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

**第10条** 会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

**第 11 条** 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

**第 12 条** 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

#### **第 4 章 役員および職員**

(種別及び定数)

**第 13 条** この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以下
  - (2) 監事 1 名以上 3 名以下
- 2** 理事のうち 1 名を代表理事とし、2 名を副代表理事とする。

(選任等)

**第 14 条** 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2** 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3** 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは、3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
- 4** 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねる事が出来ない。

(職務)

**第 15 条** 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2** 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない
- 3** 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4** 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2項の規定による監査の結果、法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に、意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期)

**第16条** 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える欠員が生じたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第18条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

**第20条** この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

**第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

**第23条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

**第24条** 通常総会は毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当した場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上からの、会議目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事からの招集の請求があったとき

(招集)

**第25条** 第24条第2項第3号の規定を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第 26 条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

**第 27 条** 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

**第 28 条** 総会における決議事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

**第 29 条** 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第 30 条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項に内容
  - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は住所
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第32条** 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

**第33条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

**第34条** 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は第33条第2号及び第3号規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を開催しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

磁的方法をもって、少なくとも開催日の5日前までに、通知しなければならない。

(議長)

**第35条** 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

**第36条** 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(表決権等)

**第37条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第38条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

**第39条** この法人の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。



- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分と管理)

**第40条** この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

**2** 資産の管理は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

**第41条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

**第42条** この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

**第43条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第44条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

**2** 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の設定及び使用)

**第45条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

**2** 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

**第46条** 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事

業計画の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第 47 条** この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第 48 条** この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

**第 49 条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第 50 条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所管庁変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その他当該事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

**第 51 条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

**第 52 条** この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

(合併)

**第 53 条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

**第 54 条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項規定する貸借対照表の広告については、ホームページ記載して行う。

## 第 10 章 雑則

(細則)

**第 55 条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の決定を経て、代表理事がこれを定める。